

第37回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和6年6月28日（金）
午前9時30分から午前11時19分
- 2 場 所・・・市役所別館2階会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 17名
農地利用最適化推進委員 12名
- 4 欠席委員・・・作本眞悟委員、山口光彦委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画について
議案第6号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 田中局長・水元・藏富・野上・南崎
- 7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:30	議 長	皆さん、おはようございます。ただ今から、第37回日南市農業委員会総会を開会いたします。農業委員の作本眞悟委員、山口光彦委員より欠席届が提出されております。ただ今の出席農業委員は17名、農地利用最適化推進委員は12名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に18番平賀祐史委員、1番井上友和委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。以上でございます。

議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので、原案通りの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第6号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
事務局	それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、農業委員会に対し申請がありました3件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が3件で、受付番号1番は、代替地の取得のため、受付番号2番、3番は、経営規模拡大のためです。 次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました4件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番から4番は、植林のためとなっております。 次に総会資料3ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました9件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が9件で、受付番号1番、6番、8番は、植林のため、受付番号2番、3番、9番は、一般個人住宅用地のため、受付番号4番、7番は、駐車場用地のため、受付番号5番は、農業用倉庫用地のためとなっております。 次に、総会資料4ページ、5ページです。議案第4号、農用地利用集積計画につきまして、市が利用集積計画を定める場合、農業経営基盤強化促進法の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、2件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が2件となっております。 次に、総会資料6ページ、7ページです。議案第5号、農用地利用集積等促進計画につきまして、市が利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、6件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、中間管理権設定が6件となっております。 次に、総会資料8ページです。議案第6号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました5件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審

	事務局	議していただきますよう提案いたします。受付番号1番から5番は、耕作放棄地のうち、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難なため、非農地として証明するものであります。 以上、説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局から説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明をいたします。審査会場は、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区、南郷地区が、会議室5、飢肥・酒谷地区、細田・大窪地区、北郷地区が会議室6、以上の会場で行います。 なお、今回の地区別審査の際に、情報提供いただきたい事項がございます。内容についてですが、県農業会議から「集落別担い手実態調査」という調査が来ております。「現在」と「10年後」の集落の担い手の状況と水路管理や草刈りで現在できているか、10年後できる見通しがあるかの調査です。農業会議としては、今後の担い手対策を講じるうえで、まずは各市町村のザックリとしたイメージをしたいということです。今後、必要に応じて改めて調査の依頼があるものと考えております。農業会議からは委員の皆様の感覚で判断していただいてよい、ということです。ですのでよろしくお願いいたします。各地区部会に私が行きまして説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。
10:17	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始していただきますが、地区別審査は10時10分をめぐり終了させ、本会場にお集まりください。それでは、お願いいたします。 ~~~~~ 地 区 別 審 査 (各会場にて) ~~~~~
	議 長	それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について3件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について担当委員から報告をお願いします。

平 賀	はい、18番平賀です。受付番号1番について説明します。6月27日代理人立会いのもと現地調査を行いました。なお、譲受人、譲渡人には、電話で確認をしました。申請地は、吾田地区星倉の仮屋講です。大型販売店の北側にありまして、JR日南線線路の北側にあたり、保険代理店から西に3枚目の農地です。譲渡人は、県外在住で、農地の管理ができないため、譲りたいとことです。譲受人は、農業兼会社役員であり、日南市の新工業団地の予定地に農地を所有されておりまして、今回その代替地として申請されております。申請地の周辺は、住宅地もありますが、星倉地区では、水稻がもっともまとまって作付けされている地域です。所有権移転後は、周辺と同じ水稻の作付けではなく、畑作物などを作付けする計画となっております。そのため、周辺的水稻に配慮して、農地を適切に管理することを条件に許可妥当と判断いたしました。ご審議方よろしく願いいたします。
議 長	次に受付番号2番について、担当委員より報告願います。
高 橋	はい、14番高橋です。受付番号2番について説明いたします。6月25日、譲渡人の親戚と譲受人とで現地確認を行いました。申請地は、吾田の星倉から東郷の殿所に抜ける古いトンネルがありますが、トンネルの手前の石材店の交差点から南へ50m行った場所にありまして、道上の段々畑でありました。譲渡人は、関東在住で財産処分をしたいということで、遠縁になります譲受人に今回所有権を移転するものであります。譲受人は、東郷で水稻を耕作されておりまして、申請地にきんかんを定植して、農地として管理します、ということで問題ございません。以上です。
議 長	次に受付番号3番について、担当委員より報告願います。
加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号3番について説明します。6月25日に調査をいたしました。場所につきましては、南郷駅から県道南郷北方線の1.5Kmのところに小売店がございます。そこから東へ市道を500m行ったところの道路横に1筆、そこから農道を200m上がったところに6筆の畑がございます。譲渡人は、大阪から帰って来られて、親から譲り受けましたが、農業はされていません。譲受人につきましては、脇本で水稻とスイートピーをやっておられる専業農家です。審議方よろしく願います。以上です。
議 長	ただ今、それぞれ担当委員から報告がありましたが、質疑はございませんか。
全委員	ありません。

10:21	議 長	ないようでございますので、議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第1号は原案どおり許可することに決定させていただきます。
	議 長	次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について、4件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番から3番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番について6月21日に現地確認をしました。場所は、広域農道と県道の永吉交差点を北郷の方へ500mくらい上がって行き、右の方の山の稜線上にコンクリート敷の急な坂道を100mくらい行ったところになります。右側は急な崖になっているところで一帯は全てが山林で、急傾斜地で農地としての利用は困難と判断しました。申請人は、地区外居住のため、現地より電話にて現況を説明し、確認できました。これは、相続財産で事後承認であり、すでに杉が植栽され、始末書も添付されておりますので、許可は妥当と判断しました。 続いて、受付番号2番について6月21日に申請人が県外在住のため代理人の行政書士と現地確認しました。場所は、広域農道、永吉交差点から内の迫地区に入って、200mほど入り込んで、左側の人家の庭を通り、50mくらい登ったところになります。急傾斜地で道路もなく、まわり一帯は杉の山林です。これは、相続財産で40年前にすでに杉が植栽され、始末書も添付されておりますので、転用許可妥当と判断しました。 続いて、受付番号3番、同じく6月21日に申請人立会いのもと現地確認しました。申請地は、広域農道、山之口交差点の橋より吉野方の方に500mくらい行くと左道沿いに最近できた民家があります。その民家の裏の西側になります。これも40年くらい前の相続で、既にくぬぎが植栽され、一度は伐採された後、くぬぎ林になっているということです。周りは杉で山林化されており始末書も添付されておりますので、問題ないと判断いたしました。以上です。
	議 長	次に受付番号4番について、担当委員から報告願います。
	池 田	11番、池田です。受付番号4番について説明いたします。6月25日に現地確認を、6月26日に電話で確認しております。場所は賛波の3つの池の一番国道側にある早稻田池のところから少し奥に入ったところです。周りも山林や原野化しており、高齢で作業困難になったため、現在荒れ地となっており、杉を植林

10:26	池 田	し、管理していくということでした。ご審議方よろしく願いいたします。
	議 長	ただ今、各担当委員から報告がありましたが、質疑はございませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、ないようなので、議案第2号について許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。
	全委員	挙手
	議 長	はい。全員賛成でございますので、議案第2号については、原案通り許可相当とすることに決定をさせていただきます。
	議 長	次に議案第3号、農地法第5条の許可申請について、9件の審議をお願いします。 はじめに受付番号1番については、担当委員より報告願います。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番について説明します。6月21日、譲受人とともに現地確認しました。申請地は、4条でもありましたが、広域農道の山之口交差点の内の迫地区の一番奥から1kmぐらいのところに民家がありますが、そこから急な坂道を100m上がったところで、谷川の切れ込みの山林の中です。これは、平成31年相続で既に杉が植栽されており、始末書も添付されておりますので、許可妥当と判断しました。譲受人は、製材業の法人なので、何ら問題ないと判断しました。以上です。
	議 長	次に受付番号2番については、担当委員から報告願います。
	平 賀	18番、平賀です。受付番号2番について説明いたします。今回の案件は、譲渡人の欄に括弧書きで特定遺贈と書かれていますが、遺言書による相続方法のひとつです。遺産相続による農地の取得は届け出のみですが、遺言証書により指定された財産だけを取得する特定遺贈の場合には、通常の贈与や売買と同様に農地法の許可が必要であり今回の申請に至っております。譲渡人は既に故人で、譲受人は遺言証書による相続者です。6月25日に代理人立会いのもと現地調査を行いました。なお、譲受人の相続者、譲渡人の遺言執行者には電話で確認をしました。申請地は、吾田地区、星倉の向原です。日南高校の通学路である通称、希望坂の登り口から約50m過ぎた右手にあります。申請地には、住宅が建っていますが、亡き譲渡人の父が昭和34年ごろに建築した建物であり、農地と知らずに建物を建築したとのことです。始末書

平 賀	も添付されております。なお、申請地の隣接地は、全て住宅地となっております。実地調査の結果、許可妥当と判断しました。問題ないと思います。審議方よりしくお願いいたします。以上です。
議 長	次に受付番号 3 番については、担当委員から報告願います。
山 元	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号 3 番について説明します。6 月 22 日に譲受人立会いのもと調査を行いました。国道 222 号線を油津から飢肥に向かい吾田交番を過ぎ、山瀬バス停を右に曲がり、日南線の踏切を越え、線路に沿って 30m のところに位置し、線路を背にして三方を住宅に囲まれた畑です。その畑に入るには、線路の法面を歩くしかなく、農業機械も入れず、長年放置されていたそうです。譲受人の実家がある畑の正面にあることから、実家の庭をつぶし分筆して、幅 4.5m の道を作り、住宅を建設します。実家の横に住めばお互い安心なことから決めたそうです。生活排水、汚水は、日南市公共下水道に流します。雨水は、側溝に流します。特段問題ないと思います。よりしくお願いいたします。以上です。
議 長	次に受付番号 4 番について担当委員から報告願います。
山 本	はい、17 番山本です。受付番号 4 番について説明します。6 月 21 日に譲受人、譲渡人には電話で確認して、現地調査しました。場所は、西弁分の中浦です。中浦公民館より南へ 100m のところになります。譲渡人は、宮崎在住で手放すということです。譲受人は、ガソリンスタンドの経営者で会社の車の駐車場を確保するために申請するとのこと。申請地は、北は田、東側と南側は道路、西側は宅地に接し、北側の田んぼとの境は、L 字擁壁がしてあります。雨水は県道側溝に流す計画となっております。許可妥当と判断しました。ご審議方よりをお願いいたします。
議 長	次に受付番号 5 番について担当委員から報告願います。
高 崎	北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号 5 番について説明します。県道日南高岡線沿いにあります黒荷田公民館の前、道路向かいになります。6 月 25 日に申請人立会いのもと現地確認をしたところでございます。申請地は、平成 20 年に借り受けて、農業用倉庫を造り、現在まで利用していましたが、関東在住の譲渡人が、亡父より相続した段階で、申請地を贈与する申し出があったとのことで、譲受人と譲渡人は、いとも関係になります。この時点で、転用許可を受けずして、建築していることが判明して今回の申請に至ったということです。申請地周辺は、全て住宅化されており、影響を与える農地もないことから、また

高 崎	始末書も添付されていますので、やむを得ないと判断しました。ご審議方よろしく願いいたします。以上です。
議 長	次に受付番号 6 番について、担当委員から報告願います
川 添	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 6 番について説明します。6 月 21 日に譲渡人、譲受人の双方に電話して、6 月 27 日、譲受人立会いで現地確認しました。申請地は、国道 220 号線、伊比井橋を渡り、左折して、約 20 分行ったところの右手山側の一帯です。譲渡人は、昭和 40 年ごろから杉を植林してきましたが、今回売買するにあたり、転用されていないことがわかり、申請したとのことです。また譲受人は、林業を兼務しており、伐採後も適宜管理していくとのことで、始末書も添付されていて、問題ないと思いますので、ご審議方よろしく願いいたします。以上です。
議 長 (谷口久)	次に受付番号 7 番、8 番について、私が報告させていただきます。 まず、受付番号 7 番について説明します。申請地については、県道日南南郷線を南郷川沿いに行ったところのガソリンスタンドの裏側の農地です。申請地とガソリンスタンドの間には水路で仕切られておりまして、現在、日南市建設課と払い下げについて協議をしているとのことです。申請地とスタンドとの一帯利用を図るために取得するということでございました。譲渡人、譲受人と直接聞き取りをしております。審議方よろしく願いいたします。 次に受付番号 8 番について説明いたします。申請地については、国道 220 号線を谷之口の集落に入って、南側の JR 日南線に向かって、踏切を越えたところにある農地でございます。申請地につきましては、申請人の実家が建っていたところにある 2 筆です。1 筆については、無断で植林されている状態ですが、1 筆については、雑種地となっていました。雑種地になっている申請地の南側は、植林されており、北側は住宅が建っております。近隣の所有者から日当たりが悪いとの苦情があり、雑種地の 1 筆につきましては、くぬぎ等を植林して、影にならない状態にして管理し、もう 1 筆については、山林として管理していくとのことです。譲渡人と譲受人の聞き取り調査をしまして、売買についての了解もできているようでありました。ご審議方よろしく願いいたします。
議 長	次に受付番号 9 番について、担当委員から報告願います。
平 部	南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 9 番について説明します。6 月 22 日、譲渡人と申請地の確認を行い、譲受人と電話で確認しました。申請地は、南郷町 A コープの裏手になります。譲受人より譲渡の依頼があり、両者合意のもと申請

10:40	平 部	に至りました。申請地は、543㎡と若干広いと思われますが、分筆して残った面積では耕作不可能であり、隣接は、住居があり、転用もいた仕方ないと思われます。譲受人は、現在アパートに住んでおり、家族4人で手狭になり、住宅を建設するものがあります。境界には、ブロック積をし、土砂の流出を防ぎ、雨水及び汚水は、浄化槽より排水されとのこと。譲渡人は、畜産農家であり、耕作に必要なたい肥散布で出る匂い、また大型機械による作業の音、ほこりなど、住宅の近くでは、耕作しづらい条件があり、いた仕方ないと思われました。以上の調査結果になりました。ご審議方よろしく願いいたします。
	議 長	ただ今、各担当委員から報告がありましたが、質疑はございませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、ないようでございますから、議案第3号について許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。
	全委員	挙手
	議 長	はい。全員賛成でございます。議案第3号については、原案通り許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第4号、農用地利用集積計画における所有権移転について2件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について担当委員から報告をお願いいたします。
	川 添	東郷・鶴戸地区農地利利用最適化推進委員の川添です。受付番号1番について説明します。今年1月に中間管理機構を通じて賃借権を設定した国道220号線の富士交差点の左側下の田んぼですが、譲受人は、一日も早くハウスを設置したいとのことで譲渡人と記載されている目的、方法、移転時期、対価等での売買交渉をしている状況です。前回も説明しましたが、何も問題ないと思いますが、ご審議方よろしく願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号2番について担当委員から報告をお願いいたします。
	田 中	7番、田中です。受付番号2番について説明いたします。6月21日に譲受人と現地確認しております。申請地は、潟上小学校から3kmほど串間方面に県道を行きますと伊崎野地区という集落がありますが、そこに乙姫神社という看板が左側に立っております。そこから山の方に1kmぐらい登ったところに申請人のハウスが建っております。その隣の隣にあります元果樹園の畑でありま

10:44	田 中	す。譲渡人は、昨年まで果樹の栽培をやっていたのですが、経営規模を縮小しまして、現在、勤めをされている兼業農家です。今後、縮小していくということで今回の売買となったようであります。譲受人には、後継者もあり、ハウスピーマン、露地の果樹を経営されており、問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、議案第4号、農用地利用集積計画における所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	はい、全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画における所有権移転につきましては原案通り同意することに決定をさせていただきます。
	議 長	次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画における中間管理権設定について6件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について担当委員より報告をお願いいたします。
	稲 山	はい、10番稲山です。受付番号1番について説明いたします。6月21日現地調査を行いました。現地立会いについては、申請者が体調不調であるということで、立会いができないということでした。よって私が地図を頼りに調査をしました。申請地は、板敷で振徳高校から北に進みますと板敷研修センターがあります。そこから西へ300mぐらい進んで、農道を左へ行った農道沿いになります。現地は、耕運されてはいましたが、畦畔は草が少し伸びていました。以前は、畜産農家が飼料を作っていたのですが、体調不良により作付けをやめられたということでした。中間管理機構との設定ですので、問題ないと思います。
	議 長	次に受付番号2番について担当委員から報告願います。
	金 丸	6番、金丸です。受付番号2番について説明いたします。6月27日借受予定者立会いのもと現地確認しました。申請地は、酒谷3区、西之園地区に広がる農地の一部です。農地中間管理の案件で問題ないと思いました。ご審議よろしくお願いします。
	議 長	次に受付番号3番について担当委員から報告願います。

高 橋	14番、高橋です。受付番号3番について説明いたします。6月23日現地確認しました。申請地は、JA鵜戸支所から約500mに入ったところにある果樹のハウスでございます。借受予定者は、息子さんと、20年ほど前から一緒に果樹の経営をされております。今回、経営主体を息子にしたい旨の使用貸借でございますので、何ら問題ないと思います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号4番について担当委員から報告願います。
日 高	細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号4番について説明いたします。この案件は、作本委員が調査されましたが欠席されていますので、作本委員からの調査書を読み上げます。貸付者は、札幌在住のため、6月22日電話で確認しました。6月24日現地確認と調査をしました。申請地は、細田の西寺地区で建設会社から西の方に約800m行ったところの入口です。申請地は、加工米が作付けされていました。中間管理権の更新ということで何も問題ないと思いますので、審議方よろしく願います。以上です。
議 長	次に受付番号5番について担当委員より報告願います。
河 野	3番、河野です。受付番号5番について説明します。6月22日、貸付者に電話連絡し、その後現地確認しました。申請地は、倉迫地区です。県道日南高岡線を北郷方面に向かい、北郷温泉の看板を右折し、200m行き、左側ハウス団地の周辺の水田です。もう1筆は、倉迫公民館の近辺にあります。貸付者は、後継者もいないため、今回中間管理権設定を行うことになりました。何ら問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号6番について担当委員から報告願います。
加 藤	南郷地区農用地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号6番について説明します。6月25日に調査をしました。貸付者につきましては、電話で確認しています。南郷駅から農道を東へ約1kmいったところに伍社神社があります。そこから東へ200m行ったところの水田になります。中間管理権設定です。ご審議方よろしく願います。
議 長	ただ今、各担当委員から農用地利用集積等促進計画による中間管理権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
全委員	ありません。

10:50	議 長	それでは、ないようですから農用地利用集積等促進計画による中間管理権設定について計画に同意される方の挙手をお願いいたします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第5号、農用地利用集積等促進計画における中間管理権設定については、原案通り同意することに決定をさせていただきます。
	議 長	次に、議案第6号、非農地証明願について5件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17番、山本です。受付番号1番について説明いたします。6月22日、代理人立会いのもと現地調査しました。場所は、戸高横通りです。横通公民館から西の方へ約150mの山裾になります。昭和54年に急傾斜地対策で工事がされた場所です。したがって農地に行く道はなく、現在は、雑木が茂っていました。以上、報告いたします。
	議 長	次に受付番号2番、3番について、担当委員より報告願います。
	杉 本	5番、杉本です。作本委員が欠席されていますので、私の方から作本委員の調査報告をさせていただきます。受付番号2番、3番が隣接していますので、一緒に説明します。6月25日に代理人に連絡をとり、雨でぬかるんでいる状況であって、申請人が高齢で近くまで行ってもらい確認しました。申請地は、細田の上塚田地区で飢肥の山之口から大窪寺村まで通っている広域農道と県道54号線が交わる交差点から串間方面に1kmほど行ったところから西に500m登ったところにある山間部になります。地目は、水田と畑です。該当する土地に通ずる道路はなく、獣道を進む状態でした。現況は、雑木が生い茂っている状態で、周囲も雑木と山林で囲まれた土地であります。60年くらいほど前に該当場所に遊びに行った記憶がありまして、該当地区と判断しました。当時は、芋が植えられていた記憶があります。一面に雑木林で4筆の境界確認は困難な状況でした。該当地に通ずる道路はなく鳥獣被害や不便性等で40年前くらいから放置されていた土地です。非農地証明4に該当し、周囲に影響を与える農地はありません。非農地証明は妥当と判断しました。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
	議 長	次に受付番号4番について、担当委員から報告願います。

	川 添	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号4番について報告いたします。この案件につきましても先月の3号議案の中で説明しましたが、富士河内の旧製茶工場を基準にして、約500m手前と約1km奥にある3筆ずつでしたが、いずれも現地の状況が雑木であったこともあり、非農地証明として提案した方がよいのではないかとということで、今回の申請になりました。問題ないと思いますので、ご審議方よろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	次に受付番号5番について、担当委員より報告願います。
	高 崎	北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号5番について説明いたします。現地調査は、先月の農地法3条の調査の時に事務局と現地を確認しておりますので、電話での確認のみとさせていただきます。申請地は、坂元集落の元農協の北河内支所の裏手になります。申請者は、宮崎市内に居住しており、かつ高齢ということで、10年以上耕作放棄状態となっております。東側は、すでに山林化しており、当該地も雑木や竹が繁茂していることから農地として復元することは困難だと判断したところで、従いまして、今回の非農地証明が申請になったところです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	ただ今、各担当委員の報告がございましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、議案6号、非農地証明願について証明することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第6号非農地証明の交付は、原案どおり承認することに決定しました。
10:56		その他に移ります。事務局説明をお願いします。
		《報告事項》
11:19		以上で総会の全てを終了します。

第37回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

谷口 久寿 

署名委員

平賀 祐史 

井上 友和 